

新潟県医療機関インフルエンザ対策費用補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、冬期間におけるインフルエンザの流行を防止し、新型コロナウイルス感染症の流行時における県内の医療提供体制を維持するため、医療機関におけるインフルエンザ対策を促進するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象経費)

第2条 対象経費は、医療機関において実施したインフルエンザ対策に要した経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

- (1) 下表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額を選定する。
- (2) (1)により選定された額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
(令和2年10月1日現在における医療機関の職員数) × 2,000 円	医療機関においてインフルエンザ対策のために要した経費	10/10

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 他の事業により補助を受けている経費については、本事業による補助を受けることはできない。
- (2) 補助対象となる支出に係る証拠書類については、5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合、一般社団法人新潟県医師会又は一般社団法人新潟県歯科医師会（以下、県医師会等という。）の会員が所属する医療機関の場合は、県医師会等が医療機関から委任を受けて代理申請・受領を行い、県医師会等から医療機関に給付するものとする。医療機関の代表者から委任を受けて代理申請をしようとする県医師会等は、あらかじめ指定する期日までに申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。県医師会等の非会員の場合は、別記様式第2号による申請書により県知事に提出するものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第6条 医療機関及び県医師会等が行う補助金の交付申請期間は、下表のとおりとする。

県医師会等の会員の場合	医療機関から県医師会等への申請	令和3年1月4日～ 令和3年1月31日
	県医師会等から県知事への申請	別に定めるところによる
県医師会等の非会員の場合	医療機関から県知事への申請	令和3年1月4日～ 令和3年1月31日

(給付の決定)

第7条 知事は、県医師会又は県歯科医師会等から第5条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、補助金を給付する。

(補助金の給付等に関する周知等)

第8条 知事は、新潟県医療機関インフルエンザ対策費用補助事業の実施に当たり、補助対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、県医師会等に対して第6条に定める申請の期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、対象者が補助金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、新潟県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、補助対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、補助金の給付を受けた後に補助対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けた者に対して、給付を行った補助金の返還を求める

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 補助金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。